

国立大学法人運営費交付金

- ・国立大学法人の運営に必要な経費(0153)

平成30年11月15日(木)
内閣官房行政改革推進本部事務局
説明資料

昨年の秋レビューのフォローアップ

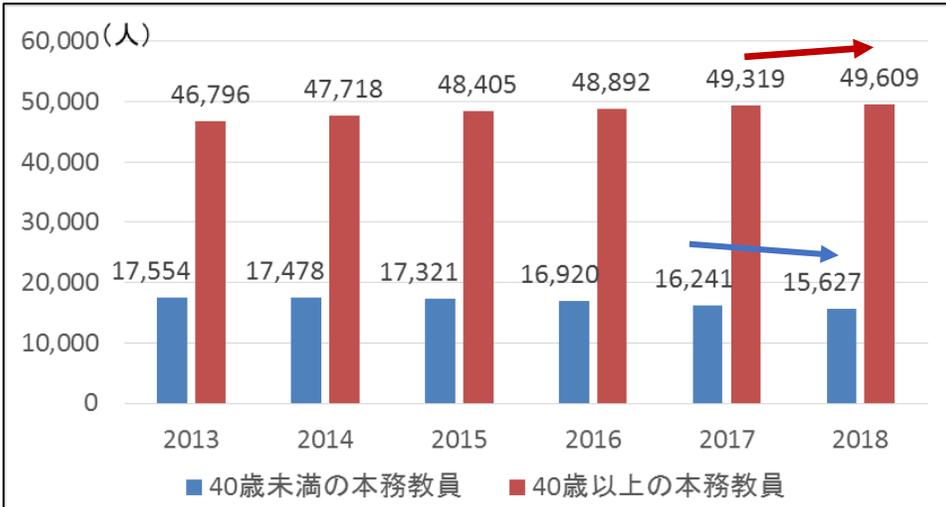
- 昨年の秋レビューの指摘を踏まえ、文科省は、年俸制導入など人事給与マネジメント改革を推進しており、今後、各大学の取組・効果を検証。実際に若手登用につながったかなどアウトカムで評価する必要。

平成29年度秋のレビュー取りまとめ (大学(研究等の担い手の育成)) <抜粋>

● 既存の在籍者の給与削減によって、各大学が人件費をいくら捻出したのか、それを若手の登用に手当てすることができたのか、といった肝心の数値が把握できていない。

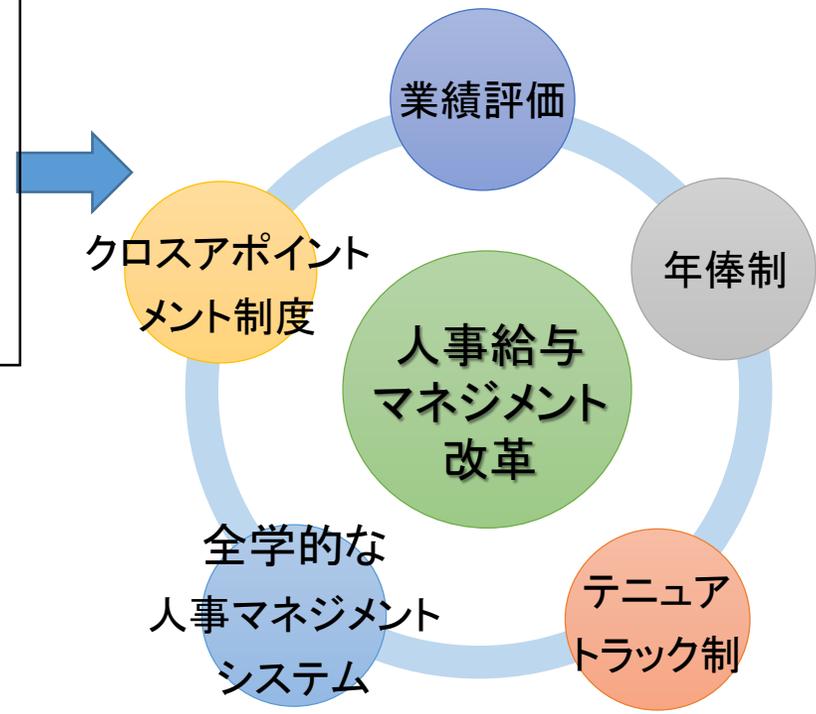
● 高齢教員と若手教員の入替え、高齢教員の給与削減による若手の登用、更には、各大学における教員の評価システムの制度の確立及び運用など、「経営努力」をしっかりと行った大学に対してのみ支援するようインセンティブ設計も見直すべき。

(参考)国立大学法人の本務教員数



出典：文部科学省提供資料をもとに行革事務局作成

文部科学省の対応の方向性



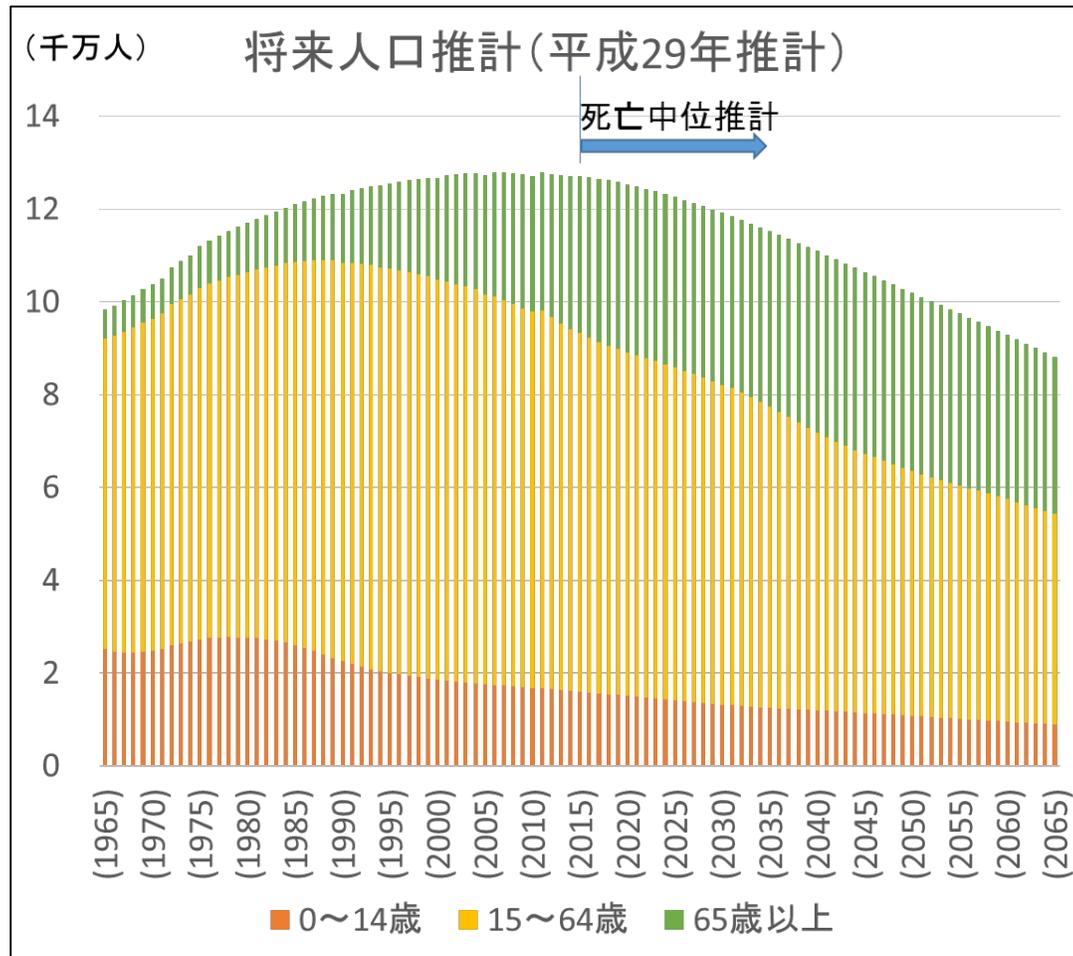
➤ 人事給与マネジメント改革の取組・効果を検証・共有

➤ 運営費交付金の在り方の見直しにより、各大学の人事給与マネジメント改革を促進

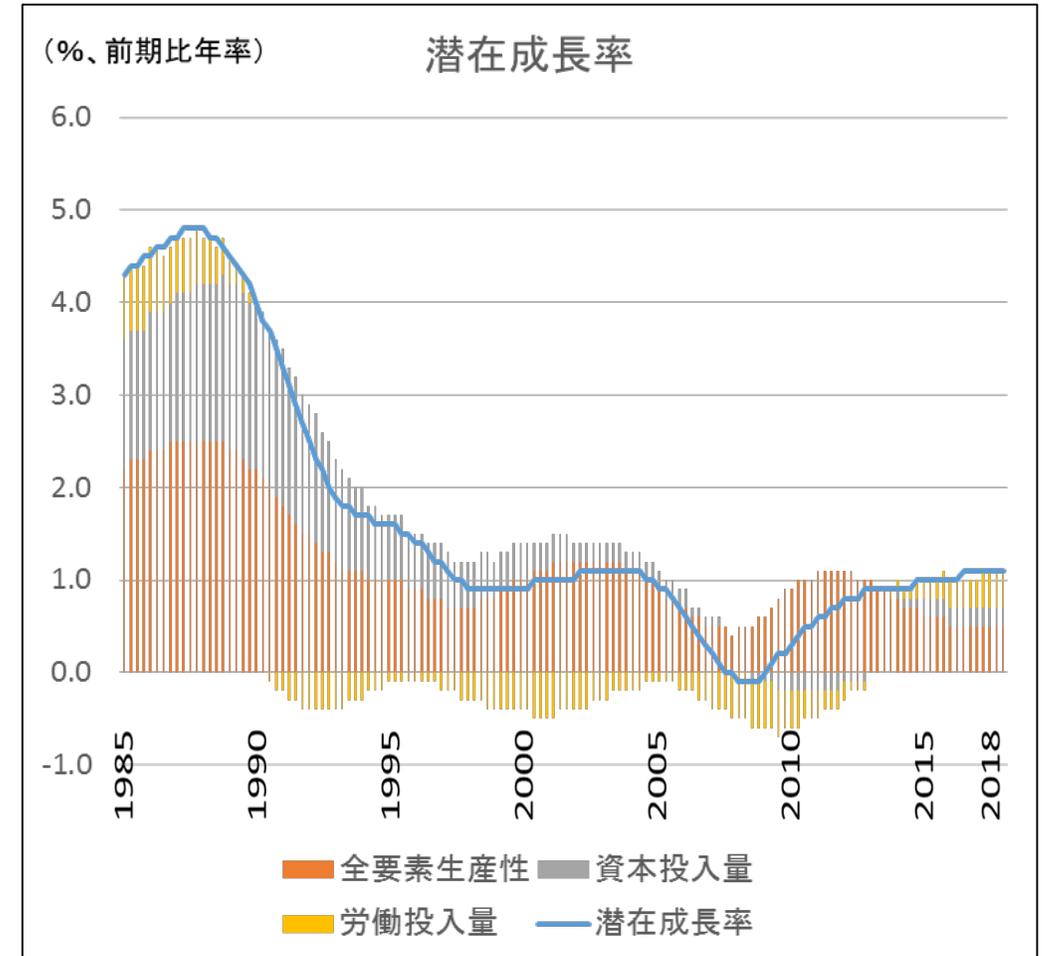
出典：文部科学省提供資料をもとに行革事務局作成

教育・研究の質の向上の重要性

- 厳しい国際競争の一方で、人口減少が確実に進む以上、潜在成長率を上げるには生産性を上げなくてはならず、そのためには教育・研究の質の向上を図る必要。運営費交付金も、限られた予算の中で、メリハリ付け・有効活用を図っていく必要。



出典：国立社会保障・人口問題研究所資料をもとに行革事務局作成



出典：内閣府「月例経済報告」をもとに行革事務局作成

評価に基づく配分（機能強化の方向性に応じた重点支援）

- 国立大学法人運営費交付金は、各大学が教育研究活動を継続的・安定的に実施するための基盤的経費。学生数・教員数の規模等による配分のほか、各大学の機能強化の方向性に応じた重点支援を実施。
- 努力するインセンティブを生み出すため、重点支援評価を含め、評価に基づく配分割合の増加が必要。

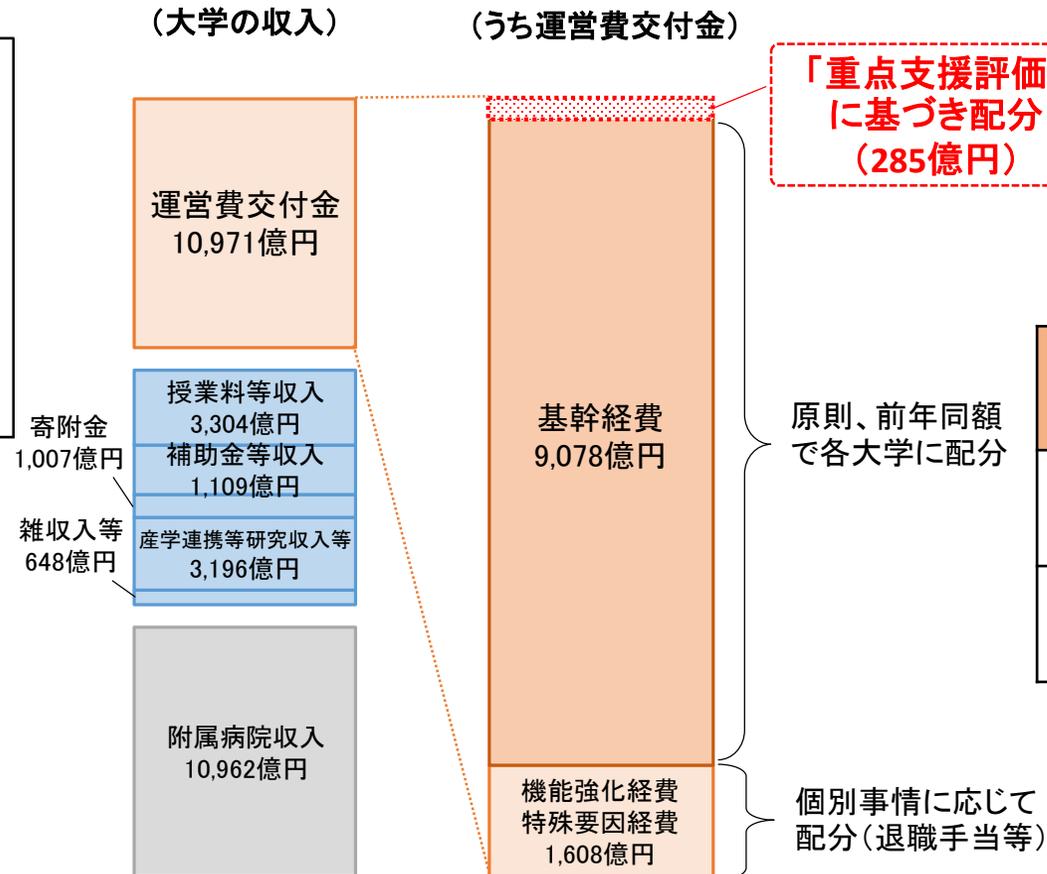
経済財政運営と改革の基本方針2018<抜粋>

- 「教育研究の質的改善に向けて、…客観的な指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善」
- 「大学への財政支援について、改革の取組や教育成果に応じてメリハリ付けを強化」

【参考】3つの重点支援の枠組み

- ① 地域のニーズに応える人材育成・研究を推進 (55大学)
- ② 分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進 (15大学)
- ③ 世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進 (16大学)

運営費交付金の大学への配分



<平成30年度重点支援評価の状況>

	最高評価の大学	最低評価の大学	差
対運営費交付金	+0.09%	▲0.11%	0.20%
対収入	+0.05%	▲0.08%	0.13%

- 重点支援評価における評価指標は各大学が自ら設定するが、単なるインプット指標や教育研究とは無関係な指標も存在（評価も甘い）。客観的なアウトカム指標に基づく相対的な評価とメリハリある配分が必要。

インプット指標に過ぎないもの

	評価指標	目標値	直近の実績	実績の把握	目標に向けた進捗状況	自己評価の判断理由	KPIの改善状況
A大学	「地域人材育成会議」の開催回数	年2回開催（29年度以降）	1回開催	A	A	A	A
A大学	混住型学生宿舎の整備	96名以上（33年度末）	80名	A	A	A	B
B大学	自学自習施設の増加状況	1,863㎡（33年度末）	1,552㎡	A	A	A	A
C大学	AO入試募集人員数	49人以上（33年度末）	4人	A	A	A	A
D大学	アンケート調査結果に基づく入試方法改善への活用状況	年1回調査実施（28年度以降）	1回	A	A	A	A
E大学	大学院における定員充足率	100%（28年度以降）	91%	A	B	B	A
E大学	就職相談等の実施件数	年間7,200件以上（28年度以降）	7,613件	A	A	A	B
F大学	「先導研究推進機構」に所属する教員数の増加状況	12人（28年度末）	12人	A	A	A	B

教育研究とは無関係なもの

G大学	救急車受入件数・ドクターヘリ稼働件数	1,800件（33年度中）	1,801件	A	A	A	A
H大学	病院の逆紹介率の増加状況	66%（33年度末）	90%	A	A	A	A

（注）救急車受入や、病院への逆紹介率は、別途医療の提供内容に着目した評価が診療報酬においてなされている。

出典：財務省財政制度等審議会資料

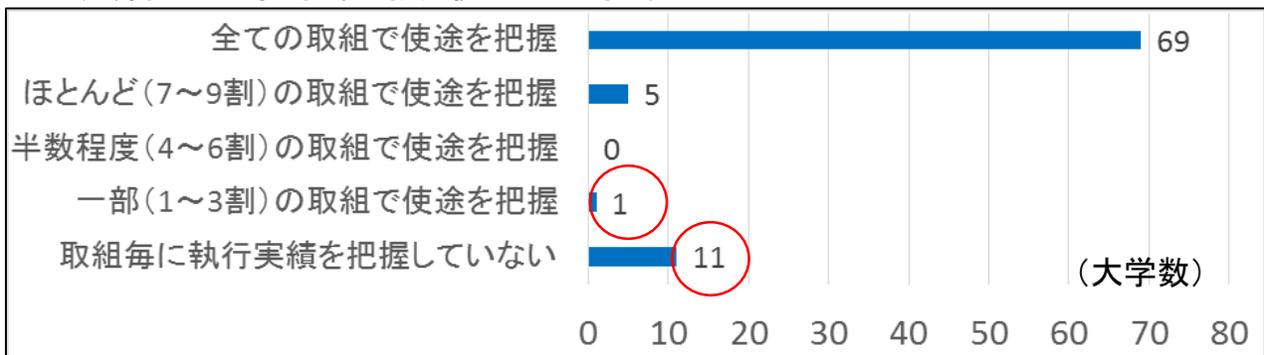
学長裁量経費、学内予算配分

- 学長裁量経費について、学長のリーダーシップに基づく改革の取組がきちんと行われているかどうか確認できるよう、透明性及び説明責任の確保が必要。
- 国から大学への配分の見直しと併せて、大学内での予算配分についても「見える化」など見直しが必要。

<学長裁量経費>

学長のリーダーシップを予算面で発揮し、組織の自己改革や新陳代謝を促進する仕組み

・具体的な執行実績(用途)の把握状況(86大学)

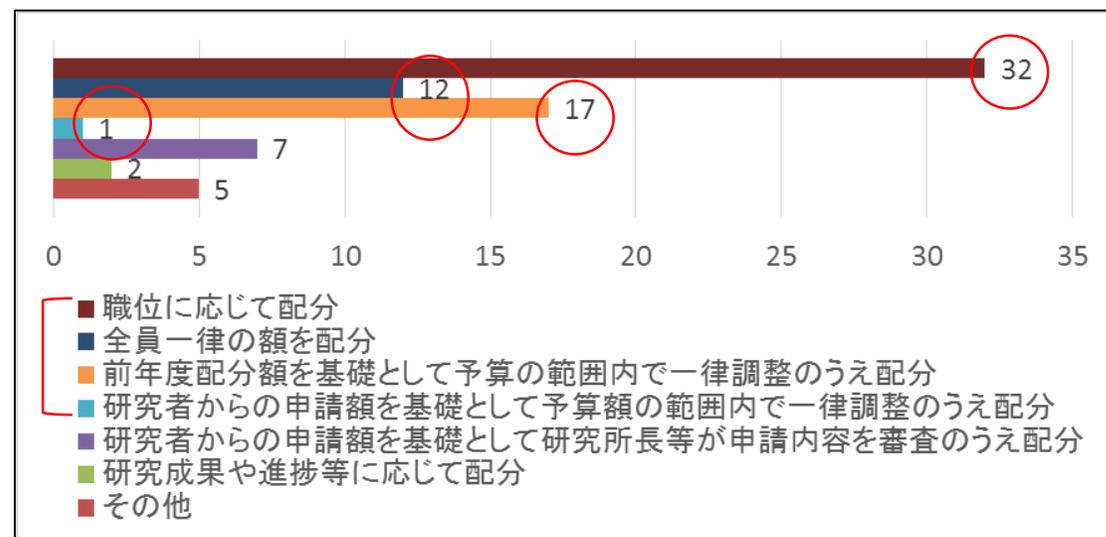


・学長裁量経費の執行実績(用途)

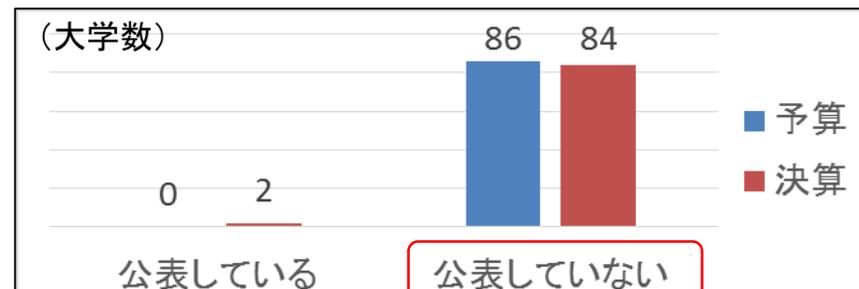
取組内容	執行実績(用途)
PBL型授業対応やICT化等の新たな教育ニーズに対応した教育研究環境整備	<u>武道場屋根改修、ボイラー更新省エネ化</u>
広報活動促進事業	<u>人型ロボット(3年レンタル)</u>
大学間連携による教員養成機能の高度化事業	<u>AED発電機</u>
教育研究環境整備事業	<u>トイレ改修工事</u>

<学内予算配分>

・研究施設内組織から個人への研究費の配分方法(61施設)



・学部・研究科ごとの予算・決算の公表状況



主な論点

- 昨年の秋レビューでの指摘を踏まえた文部科学省の取組内容は十分なものとなっているか（現在、各大学が進めている取組について、今後、文部科学省として、具体的にどのような基準で客観的に評価・検証していこうと考えているのか。）。
- 努力する大学を更に応援するために、重点3分野に基づく評価については、対象額を大幅に増額するとともに、教育研究の成果にかかる定量的・相対的な評価を厳格な第三者において行い、これに基づき大胆に配分を見直す仕組みを導入すべきではないか。
- 学長裁量経費については、学長のリーダーシップに基づく改革の取組がきちんと行われているかどうか確認できるよう、学長裁量経費の用途について透明性及び説明責任を確保すべきではないか。
- 国から大学への運営費交付金の配分の見直しと併せて、学内の予算配分についても見直しを図る必要はないか。